

新たな計画の性格・計画期間

・大阪市男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画の推進に関する基本計画」として策定
 ⇒「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」（H26年度～28年度）を継承
 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画、DV防止法に基づく基本計画としても位置付け

・策定時期： H28年度中 ・計画期間： 5年間（H28年度～32年度）

計画の主なポイント

- ◆女性の活躍促進アクションプランを新計画に取り込み、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」を施策の一つの大きな柱に重点的取組みとしても取り上げアピール
- ◆DV、性犯罪、ハラスメント等、昨今、多様化・複雑化してきている「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に向け施策を展開
- ◆男女共同参画意識の醸成にあたり、市民全体への教育・啓発はもとより、男性や、次代を担う若者をターゲットとした意識啓発を実施
- ◆東日本大震災等の教訓をふまえ、防災分野での女性参画を促進
- ◆成果・活動指標の達成状況、取組みの進捗状況を毎年度、点検・評価し、改善につなげる、PDCAサイクルを徹底

計画がめざす男女共同参画社会(目標)

男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で活躍できる社会

男女の人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会

男女が社会の対等な構成員として、職場・家庭・地域などあらゆる分野の活動に参画する機会が均等に確保され、かつ、共に責任を担うことができる社会

施策分野	施策の基本的方向	成果指標(H32)
1. あらゆる分野における女性の活躍の促進	①雇用等における女性の活躍促進と両立支援 ②地域における女性の活躍促進 ③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	・女性の管理職登用を進めている企業の割合(全体44%以上) ・女性(25～54歳)の就業率(27年全国平均(72.7%)以上) ・市の審議会等において女性委員の占める割合40%以上) など
2. 安全で安心な暮らしの支援	④女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑤生涯を通じた健康支援 ⑥困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援	・配偶者・パートナー間において「なぐる・ける」を暴力として認識する市民の割合(100%) ・がん検診受診率(50%以上) など
3. 男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備	⑦男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ⑧男女共同参画を推進する教育・啓発の充実 ⑨男女共同参画の視点に立った防災・減災対策 ⑩国際社会と協調した取組みの推進	・保育所等の利用定員数(54,386人) ・社会全体として平等であると思う市民の割合20%以上) ・男性は仕事、女性は家庭を中心とするという考え方を肯定する市民の割合(30%以下) など

重点的取組み

女性活躍促進をテーマに、大阪の現状等をふまえた重要性の高い取組みを取り上げアピール

- ①女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援
- ②女性の就業支援
- ③地域で活躍する女性の支援
- ④保育サービスの充実
- ⑤仕事と家庭の両立に向けた意識改革の推進

計画の推進に向けた体制、仕組み

- 1 推進体制（庁内推進体制、男女共同参画審議会、関係機関・団体との連携強化）
- 2 拠点施設の活用（男女共同参画センター）
- 3 計画の進捗管理・PDCAの推進

施策の基本的方向と具体的取組みの概要

施策分野1

あらゆる分野における女性の活躍の促進

基本的方向1
雇用等における女性の活躍促進と両立支援

基本的方向2
地域における女性の活躍促進

基本的方向3
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

<具体的取組みのメニュー>

- (1) 企業等における男性中心型の働き方の見直しと仕事と家庭との両立支援
- (2) 雇用の場における女性の活躍に取り組む企業への支援
- (3) 女性の多様な働き方の実現
- (4) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- (5) 市役所における働きやすい職場づくり

- (1) 女性の地域活動への参画促進のための環境づくり
- (2) 地域で活躍する女性の育成・支援

- (1) 企業や地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進
- (2) 市政推進における女性の参画拡大

施策分野2

安全で安心な暮らしの支援

基本的方向 4
女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的方向 5
生涯を通じた健康支援

基本的方向 6
困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援

<具体的取組みのメニュー>

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) DV被害者の自立支援

- (1) 女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進
- (2) 男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進

- (1) 生活上の困難を抱える女性等への自立支援
- (2) 高齢者・障がいのある人等が安心して暮らせる環境の整備

施策分野3

男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備

基本的方向 7
男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

基本的方向 8
男女共同参画を推進する教育・啓発の充実

基本的方向 9
男女共同参画の視点に立った防災・減災対策

基本的方向 10
国際社会と協調した取組みの推進

<具体的取組みのメニュー>

- (1) 男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備
- (2) 相談体制の充実及び関連制度の理解促進

- (1) 男女平等、男女共同参画の理解促進
- (2) 男女がともに地域活動に参画するための意識啓発
- (3) 男性の意識改革の促進
- (4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
- (5) 男女共同参画の視点を踏まえた情報発信

- (1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

- (1) 男女共同参画にかかる国際的取組みの情報発信

重点的取組み

「女性の活躍促進」をテーマとして設定

女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援

- ・ 認証事業を拡充し、取組みを進めようとしている中小企業を対象に積極的に支援

女性の就業支援

- ・ 未就業女性の就職、出産・育児等で離職した女性の再就職を支援

地域で活躍する女性の支援

- ・ 女性チャレンジ応援拠点を運営し、地域で活躍する女性を発掘、育成、支援

保育サービスの充実

- ・ 待機児童の解消に向け、保育所等入所枠を確保

仕事と家庭の両立に向けた意識改革の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進、男性及び次代を担う若者への意識啓発